

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、令和元年12月3日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和元年7月30日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年1月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成31年3月1日付けで、請求人の保護を廃止した。
- 3 処分庁は、令和元年7月30日付けで、請求人に対し、請求人が受領した交通事故による和解金について、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 請求人は、令和元年12月3日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審

査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 1月末までに、医療費が2月1日から自己負担になるということを説明してくれていれば病院には2月1日以後、行っていなかった。

10月9日PM1:00に初めて説明を受け、10割負担であり、驚いた。

(ア) 平成30年 随時、交通事故の裁判の経過報告を担当者にしていた。請求人が指の骨接、脱きゅう等で重傷を負い、過失はなく(請求人に)そういう流れであること

(イ) 平成31年1月、負担割合の提示が裁判所からあったことをつたえる。(裁判内容 全て報告) 相手不担85%
交通事故の重傷者として相当額の金額が考えられること

(ウ) 平成31年1月30日 交通事故の裁判判決が出て、数日後に報告する

(エ) 平成31年2月14日 至1,022,932-の振込みがあり、数日後、担当者に報告する

(オ) 平成31年、3月1日から保護廃止

(カ) 国民健康保険(3月1日)の申請をする。当日担当から初めて知る。

(キ) 令和元年、10月9日PM1:00

初めて、説明をうける(2月分の負担10割)いっしょに決定書を出そうとする
が受けとりを拒否し、その説明も受けず

(ク) 令和元年10月25日 決定書開封

決定書の日付令和元年、7月30日になっており、2ヶ月と少し何の説明もなく

ほったらかしで、勝手に決済もしており請求人がわかったのは正式に紙1枚で10月25日開封時である。

¥122,400円を知る

イ 1月30日までに事前に10割負担の説明があれば病院には行っていなかった。2月1日から、保護廃止の3月1日の1日前のこの2月分は通院してなかった。¥122,400 - の金額は、そもそも、発生していなかった。また請求人の方は事前に色々と担当に報告しており、収入ありき、また、収入があった場合で想定して動いていると思うので担当はあらかじめ仮定として収入としてみなされる場合は2月1日から保護廃止になるまで自己負担10割になることまた裁判の判決の1月30日まで抗力がさかのぼることを説明する義務があり10月9日まで医療に対して全く説明がなかった。

ウ 10月9日に担当、Aと係長Bに説明が今までなかったことを問いただしたところBは、どっちになるかわからなかったからと言った。収入にならなければ今までどおりであり収入になった場合を伝えればいいのであり、この間自己負担になると言えればいいことである。わずか10秒ぐらいのことであり、収入がある場合に概当する前でいて動いているのであるから、不適切、不当であると言わざるを得ない。

また公務員としても、違法業務である国民に不利益をこうむるようなことは決して行っては、ならない。

事前説明があれば通院することなく自分で手当していたと思う。精神疾患と整形外科、血液、血圧、血管の病気をわずらっているが暖めたりほぐしたり、ゆっくりしたり食事療法したりいくらでも自分で対応できたはずである。よって審査請求を行う。

エ 単なる職員の対応が悪い、不親切だなどの苦情では、すまない。度を過ぎた、看過できない重要な業務内容態度ではないか。病院のかかりつけのリストも4月か5月には届いてたはずであるし、何の説明もなく7月30日までには、勝手に会費も開き、決済も行い決定書を作成し、その後もほったらかし10月9日に初めて説明をしましてや、決定書を渡そうとするなど暴挙としかいいようがない。

人を人と思わず傍若無人なふるまいで公務員として恥べき行為である。日常的に説明が不足どころが無く、体質的な部分もかなりあると断言する。担当のA、係長のBはもちろんのこと、管理職の課長代理に至っては公務員としてのまっとうな道をあゆまず、やりたいほうだい、好きかってほうだいであり、極悪非道、悪逆非道のそりをまねがれない。まともな公務員もいる中で処悪の根源と言っても過言でない。

オ 最底限度の生活の保障を受けてる中でこれい以下の約12万もの借金を負責を負わなければいけないのか。最底限度の生活の保障になっていないこと、また、そうさせてしまったことを当該担当者、担当部署は大いに猛省して対処、改善してもらいたい。また人の権利を剥奪するようなことも、当然違法である。本来生活保護にかかわっていなければあるはずである国民健康保険が切り替えできず、2月の1ヶ月間、空白の時間を作って自己負担10割という事態におちいった。保険に切り替っていたら通院した場合3割負担ですんだはずである。

63条の抗力を発する前だおしの日があるのなら保険も、その日に前だおしができるようにすべきである。保険対応における保護の仮廃止日とかである。また、裁判がおりても、そのように相手方が振込むかどうかかわからないので振込日、実行日を抗力日とすることも考えられる。

いずれにせよ、事前説明が必要であり、本人が通院するかどうか決めることがよいと思う。

どちらにせよ空白が1ヶ月か、14日かになるが、保護廃止日を抗力日とし空白をゼロ日にしたらよいのではないかと思う。何の問題もない。

抗力日をもうけることに、該当するかどうか、不適切であり、人の権利もうばうものでありコンプライアンス上も違法である。最大の問題点は本人に完全に不利益を生じさせることである。行政としてさかのぼって運用することが違法である。

カ 緊急自動車（パトカー）が緊急指令により被害者のために公務を執行する場合（赤色灯をつけてる場合）目的地に最短で到着（時間的に）しようとするが狭い道を通った方が早いと判断しても、実際にあたって早くならないから、またこわしたりして、違法行為につながるから通ったりしない場合がある。結果的に遅くなり被害者の利益にそぐわないからである。

なんでもかんでも早くいけばいいほのではないいろんなコンプライアンスを考えて、行政は人のために業務を行っている。

63条の抗力日の前だおしがあるからといってそれありきで実行するのは行政として、特に管理者として、あるまじき行為でありいかなものかと痛感し、行政の責任は火を見るよりあきらかである。

よって人の権利、人権、幸福追救権をおびやかすようなことは一切してはならず行政であればまだ以上のことを保安、保護する方向で進めなければならず、そこまでいらない場合であっても配慮すべきであると当然思われる。

抗力日を前だおしすればどうなるかは、どういう問題が発生するか、どういう結果になるかは、少し考えればわかることであり自分たちが運用してきたことだから自分たち行政が責任をもって行ってもらいたいものだ。

こういうことは少しの想造力があればわかるものである。今回の件は全く想造力

ゼロの人間がかかわったとしか思われず、3人が全てまっとうでない機能不全の人間である。自分たちの業務を市民のために全くせず、少し伝えるだけですむのにそれ
もせず、自分たちの仕事を減らすために骨をおつてと思われても仕方がない。

自分の骨を折る暇があったら市民の為に骨を折ってほしいものだ。

抗力の前だおしの解釈、運用についても慎重にしてもらいたい。今回の場合は俯か
んのみで、前だおしすることが違法性と紙一重であり、違法であると思う。

法の不備があり、そこをおぎなうのが適切、適正な運用ではないか。

よって、請求人の責任、過失は全くないと思う。

キ 法律違反について述べると、日本国憲法1条に「市民のために奉仕し、速やかに行
うこと」となっているが遅かったどころか自己不担10害を全く説明しなかった。

権利侵害であり、いちじるしく違反違法である。

日本国憲法32条では「部下は上司の言うことを聞かなければならない」とされて
いるが、部下が適正な公務を行っていない場合は上司が適正でない公務の指示を行
っていたのなら大問題でありまた適正な指示を行ったにもかかわらず適正性にかけ
ていたり、違法だった場合は組織としていを成さず、市民の不利益の被るところで
ある。我々市民では、防ぎようがなく、どうしようもない。

後日注意喚起したがCにいたっては意に介せずで、逆に請求人に、請求人は勝手な
ことをいったりした事はないのだが「好き勝手はできない！」と恫喝され本末転倒で
全く独裁者、独裁国家である。よって日本国憲法第15条の「公務員に対して注意を
したり、告発したりして行為をやめさせることができる」という法律を行使したにも
関わらず反省も全くない。

更に日本国憲法16条では、「上記の言うことを聞かなかったり、不正行為を重ねた
りするようであれば、懲戒処分並びにやめさせることが出来る」となっており、解雇
等をC、B、Aに申し入れたが、くいあらためることばさえなかった。最度嚴重な処
分を願う。

公務員として全く考えられない人ばかりなので頭がおかしくなりそうである。幸
い、支援団体の人たちの手厚い支援を承り感謝につきない。この人たちが一度役所の
担当者、関係者、管理職に会って話を聞きたいと近日中に訪問の予定である。

またあまりにもひどすぎるので役所のこの3人とプラスαの資質、素行、普段の行
動、私生活等調査、報告し世間にさらし判断、評価をいただきたいと「クソ役員抹消
撲滅グループ」の仲間がマスコミの支援も含めて調査中である。

市会議員の方からも市議会で討議してもらう予定である。

請求人は精神的苦痛を受け、トラウマで思い出しては不愉快になり腹立たしく思
う。また夜も眠れないこともある。

完全にPTSD、統合失調症、心身症、うつ病そううつ病にかかっており、繰り返

し思い出してこいつらが憎く思うようになった。こいつらが殺される夢を何度もみる。

精神的に不安定な時もあり、不測の事態も起こるかも知れないと注意、気づかっているところである。実質の不利益だけでなく精神的苦痛も損害賠償を行うつもりである。

一般市民と各団体とグリープの厳しい目があることを意識してあたりまえに適正な業務を公務として、遂行してもらいたいものだ。

素行等調査については追って報告するつもりである。最底限の業務さえできていない行政に対して全く、請求人が尻ぬぐい、責任を取るものなのか再度、問いたいたく思う。

- (2) 審理員が令和2年3月10日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

平成31年2月25日の件に関して生活扶助だけの説明はあったのみである。

医療費返還額について概算を伝えるとあるが全く説明はなかった。

またこの時期に返還額は出ていないので完全にうそをいっている。

令和元年7月30日に返還決定を行うとあるが先ず、耳に入っただのは10月9日にありこの間2ヶ月余りほったらかしに、何の説明もない。

こんなでたらめを放置していいのかと思う。公務とは当程、思われない。

事前のちゃんとした説明があれば医療はうけていなかった。

よって反還の義務はない。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年7月30日付けの本件処分通知書には、「返還金・徴収金決定額 金122,400円」、「決定理由 請求人は、平成31年1月30日付けで交通事故による和解が成立し和解金を受領したため、平成31年1月30日～平成31年2月28日に支給した医療費については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当します。このため、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた生活保護法第63条に基づき、返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年2月17日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 本件処分に至る経緯

(ア) 平成29年1月1日 請求人に対し生活保護を開始。

(イ) 平成30年2月13日 請求人より、平成30年2月10日に自転車同士の交通事故に遭った旨報告あり。相手方が未成年で保険未加入であり、今後示談となるが、とりあえず医療機関に受診したいので医療券で対応して欲しいとの申立てあり。
請求人から「第三者行為による傷病届」を受理し、整形外科の医療券を発行する。

(ウ) 平成30年4月2日 請求人来所。交通事故相手方の弁護士より届いた書類(訴状等)の提出あり。

(エ) 平成30年11月1日 請求人来所。交通事故の訴訟について進捗状況の報告あり。

交通事故により補償金が発生した場合の取扱いについて質問があり、判決内容により具体的に判断することになる旨回答する。

(オ) 平成31年2月15日 請求人来所。交通事故訴訟に関し和解が成立し、平成31年2月14日に損害賠償金を受け取ったと報告あり。口頭弁論調書(和解)及び必要経費を記した自筆の内訳明細書を提出。

必要経費を差し引いた額 974,832 円を持参。ケースワーカーより返還金の決定後に納めるよう説明を行う。

(カ) 平成31年2月20日 ケース診断会議開催(交通事故訴訟和解金の取扱いについて)

資力発生日は和解日(平成31年1月30日)とすること、収入認定対象額は必要経費を差し引いた 974,832 円とすること、和解日以降に支給した保護費は法第63条を適用し返還決定すること、6ヵ月を超えて保護の必要がない状態が継続すると認められる場合平成31年3月1日付けで保護を廃止することを決定する。

(キ) 平成31年2月25日 請求人来所。交通事故和解金について、平成31年2月21日付けケース診断会議で決定した取扱いとなることを説明し、請求人より了承を得る。

この際、平成31年3月1日付け保護廃止した場合の医療費返還額について概算

を伝える。

(ク) 平成 31 年 2 月 26 日 平成 31 年 3 月 1 日付け保護廃止決定を行う。

平成 31 年 1 月 30 日から同年 2 月 28 日に支弁した保護費 85,650 円について法第 63 条を適用し返還決定を行う。

(ケ) 令和元年 7 月 30 日 平成 31 年 1 月 30 日から同年 2 月 28 日に支弁した私病に係る医療費 122,400 円について法第 63 条を適用し返還決定を行う。

(コ) 令和元年 10 月 9 日 請求人来所。令和元年 7 月 30 日付け返還金・徴収金決定書を提示し、内訳の説明を行う。なお、請求人は決定通知書の受け取りを拒否したが、決定通知書及び医療費内訳書の写しの交付要求を行ったため、これを手交した。

(サ) 令和元年 10 月 11 日 請求人に対し本件処分に係る返還金・徴収金決定書を郵送。

イ 本件処分の正当性について

法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた時は、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省社発第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第 8-3-(2)-エ-(イ)において、「その他の臨時的収入(省略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額 8,000 円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

法第 63 条に基づく返還額の決定に関しては、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13-5-(1)において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」とされているが、同(2)-エにおいて、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を控除することが認められている。

本件処分は、請求人が平成 31 年 1 月 30 日付け和解に基づき平成 31 年 2 月 14 日

に受領した損害賠償金 1,022,932 円について、次官通知第 8-3-(2)-エー(イ)による 8,000 円及び問答集問 13-5-(2)-エに基づく必要経費 40,100 円(運賃 5,520 円、切手代 3,000 円、診断書料 3,240 円、自転車修理代 210 円、弁護士コンサルタント料 20,000 円)を控除した 974,832 円を収入認定するとともに、平成 31 年 1 月 30 日から平成 31 年 2 月 28 日に支弁した医療費 122,400 円について、法第 63 条に基づく返還決定を行ったものである。

以上のとおり、本件処分については法に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 30 年 11 月 1 日付けのケース記録票には、「請求人来所(中略)・公判中の裁判については、次回 11 月 8 日に弁明書を持っていく。・手指の痺れについては、後遺症と思われ、それに対する補償金の取扱いはどうなるかとの質問があったため、基本的には 8,000 円控除後の金額は収入認定となると説明したところ、慰謝料は理解するが、後遺症に対する補償金は将来に渡っての障害に対するものであるので、収入認定はおかしいと反論。このため、取扱いについては、詳しく調べさせてもらい、最終的には、判決内容により具体的に判断することになると回答。」との記載がある。

イ 平成 31 年 2 月 15 日付けのケース記録票には、「請求人来所(中略)・交通事故の相手方からの訴訟に基づき和解が成立し、和解調書が送られてきた。持参した和解調書の写しを受取る。・和解成立までの必要経費明細書の提出があったため、挙証資料の有無を確認したところ、すべて裁判所に提出して手元には無いとのこと。・自立更生に当てられる経費については収入認定除外となることを説明し、昨年の夏にクーラーが故障したとのことで、クーラーの購入資金の貸付を申し込んで、結果は却下となったが、今回の補償金での購入予定は無いのか確認したところ、動くようになったので購入予定は無いとのこと。また、他の生活用品で購入予定が無いのか確認したが特に無いとのこと。・和解金(受取日:平成 31 年 2 月 14 日)から請求人自身で計算した必要経費を差し引いた 974,832 円を現金で持参。その場で支払おうとしたため、提出のあった資料を基に返還金を決定した後、決定金額を納付書で支払ってもらうことを説明したところ、了解する。・しかし、いつまでも現金で持っておくのは不安なため、早く決定してほしいとのこと。」との記載がある。

ウ 処分庁が平成 31 年 2 月 15 日に受領した第 8 回口頭弁論調書(和解)の写しには、「期日 平成 31 年 1 月 29 日午前 10 時 30 分」、「弁論の要領等 当事者間に次のとおり和解成立」、「第 1 当事者の表示 原告(中略) 被告 請求人の氏名」、「第 3

和解条項 1 原告は、被告に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、次のとおり 102 万 2932 円の支払義務があることを認める。(1) 文書料 3240 円 (2) 6 か月分の通院慰謝料 120 万 0000 円 (3) 物損 210 円 (4) 小計 120 万 3450 円 (5) 過失相殺後の支払額 102 万 2932 円」、「2 原告は、被告に対し、前項の金員を平成 31 年 2 月 28 日限り、被告の指定する下記金融機関口座に振り込む方法により支払う。」、「これは正本である。平成 31 年 1 月 30 日 大阪地方裁判所第 15 民事部 裁判所書記官 氏名」との記載がある。

エ 処分庁が平成 31 年 2 月 15 日に受領した内訳明細書には、「運賃 (中略) 5520 切手代 (中略) 3000 診断書 3,240 修理代 (自転車) 210 慰謝料 8000 コピー代 (中略) 8130 弁護士 コンサルタント料 20,000 計 48,100」との記載がある。

オ 平成 31 年 2 月 20 日に開催したケース診断会議記録票には、問題点として、「・請求人：入金された和解金については返還になることは了承済み。その他収入 8,000 円控除に加え、諸費用についても控除希望。・控除内容：運賃 (内訳あり) 5,520 円、切手代 (内訳あり) 3,000 円、診断書 3,240 円、修理代 (自転車) 210 円 コピー代 8,130 円、弁護士コンサルタント料 20,000 円 (挙証資料なし、詳細不明) 合計：40,100 円 ・入金額 1,022,932 円 - 40,100 円 - 控除 8,000 円 = 974,832 円 の返還を行うと請求人主張。・請求人の申出を認め、この金額での返還を行ってよいか。」、ケースワーカー意見として、「請求人の主張する必要経費については、その根拠が和解調書に一部記載があるものの、すべての挙証資料はないため提示を求めたが、全て裁判所に提出したとのこと。しかし、請求人が作成した内訳明細書はこれまでの事実経過を反映しており、妥当な金額と判断される。このため、必要経費については、請求人の申出を認め、受取金額から必要経費と 8,000 円を控除した 974,832 円を法第 63 条により返還決定する。」、結論として、「・資力発生日は、和解のため事故発生日ではなく和解日 (平成 31 年 1 月 30 日) とする。・返還対象金額は、請求人の主張する必要経費を控除した 974,832 円とする。・和解日以降に支給した保護費は、法第 63 条による返還とする。・返還金を除いた手持金で、6 ヶ月を超えて保護の必要がない状態が継続すると認められる場合、3 月 1 日付けで保護を廃止する。」との記載がある。

カ 平成 31 年 2 月 25 日付けのケース記録票には、「請求人来所・請求人に対して、和解により受領した和解金の取扱いについて、下記により説明したところ、メモを取りながら了解する。また、返還額を除いた残額で約 7 か月は最低生活を維持出来ることも理解した。・必要経費の弁護士コンサルタント料について内容を聞いたところ、弁護士事務所で 4 回 (1 回 5,000 円) 相談したとのこと。・保護廃止により国民健康保

険への加入が必要なため。請求人に同行して、加入手続きについて担当者から説明を受ける。

●和解金の処理

・資力発生日：平成 31 年 1 月 30 日

本件は、裁判による結果を待たなければ額を含め、内容が確定しないため、保険による支払の場合と違い、額等が確定した和解日である。

・保護の廃止日：平成 31 年 3 月 1 日

2 月 28 日が期限で 2 月 14 日に和解金を受取っている為、3 月 1 日付けで収入認定により保護を廃止する。

・資力発生日以降の返還金について

本来、受け取った和解金は 1 月 30 日以降の生活に当ててもらう取扱いであるが、実際に和解金を受取ったのは、2 月 14 日であるため、1 月 30 日以降に支給した保護費（医療費を含む）は法第 63 条による返還とする。

○保護費：5,190 円 + 80,460 円 = 85,650 円

1 月分保護費：1 月 30 日～1 月 31 日の日割

$80,460 \text{ 円} \times 2 / 31 \text{ 日} = 5,190 \text{ 円}$

2 月分保護費：80,460 円

○医療費：約 10 万円（2 月分 + 1 月分（1/30～1/31））※12 月分実績 93,730 円

・額が確定後に返還決定する。

事故発生日：平成 30 年 2 月 10 日午前 11 時 58 分頃

和解日：平成 31 年 1 月 30 日 和解金額：1,022,932 円（受取日：2 月 14 日）

収入認定対象額：1,022,932 円 - 48,100 円（控除額）= 974,832 円」との記載がある。

キ 平成 31 年 2 月 26 日付けのケース記録票には、以下の記載がある。

●保護廃止について 交通事故による和解金の受領により、6 カ月を超えて保護の必要がない状態が継続すると認められるため、平成 31 年 3 月 1 日付けで保護を廃止する。

①手持金：約 78 万円

約 97 万円（収入認定対象額） - 約 19 万円（63 条返還金）

②1 ヶ月の必要生活費（年金での生活費を除く）：11 万 3 千円

約 8 万円（保護受給中の保護費） + 約 3 万円（国保 3 割） + 3 千円（国保料）

① ÷ ② = 約 7 ヶ月の生活が可能

・63 条返還金：約 19 万円

保護費：85,650 円

医療費：約 10 万円（2 月分 + 1 月分（1/30～1/31））※12 月分実績 93,730 円

●法第 63 条による返還決定

1 月 30 日以降に支給した保護費について法第 63 条により返還決定する。

○保護費：5,190 円 + 80,460 円 = 85,650 円

1 月分保護費：1 月 30 日～1 月 31 日の日割

$80,460 \text{ 円} \times 2 / 31 \text{ 日} = 5,190 \text{ 円}$

2 月分保護費：80,460 円

○医療費

・額が確定後に別途返還決定する。

(参考) 12 月分実績：93,730 円

ク 平成 31 年 2 月 26 日付けで起案した保護決定調書には、決定理由欄に、「交通事故による和解金の受領により、6 ヶ月を超えて保護の必要がない状態が継続すると認められるため、平成 31 年 3 月 1 日付けで保護を廃止します。」との記載がある。

ケ 令和元年 7 月 30 日付けのケース記録票には、以下の記載がある。

●法第 63 条による返還決定

1 月 30 日以降に支給した医療費の額が確定したため、法第 63 条により返還決定する。

・既返還決定額（医療費以外）：85,650 円（返還済）

・今回返還決定額（医療費）：122,400 円

・返還請求額（合計額）：208,050 円

コ 起案日が令和元年 7 月 30 日付けの「要返還額の認定について」には、「収入名 交通事故の補償金」、「受領年月日 平成 31 年 2 月 14 日」、「資力発生年月日 平成 31 年 1 月 30 日」、「受領額 A 円 1,022,932」、「控除額 B 円 48,100」、「収入認定額 C (A - B) 円 974,832」、「返還決定（予定）日 令和 1 年 7 月 30 日」、「収入認定額 C 円 974,832」、「福祉事務所支弁額 D 円 208,050」、「対象支弁期間 平成 31 年 1 月 30 日～平成 31 年 2 月 28 日」、「要返還額 E 円 122,400」、「※支弁額 208,050 円のうち返還済分（現金支給分）を除く医療費 122,400 円について今回返還額とする。」との記載がある。

サ 「支給済み保護費（医療費 点数）」には、以下の記載がある。

医療機関名	1 月 30 日	1 月 31 日	2 月分	計
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

計	219	108	7,632	7,959
---	-----	-----	-------	-------

調剤薬局				
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
計	0	0	4,281	4,281

合計	219	108	11,913	12,240
----	-----	-----	--------	--------

※返還対象金額：12,240×10＝122,400 円

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第10の12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。

1 保護を停止すべき場合

- (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的

に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

- (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。」と定めている。

- (5) 問答集問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(3)は、「自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を経済力の発生時点としてとらえることになる。これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは経済力の発生時点を異にすることになる。」との記載がある。

2 本件処分について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、請求人が交通事故による和解金を受領したことから、資力発生日から保護廃止までの間に支給した保護費のうち医療扶助について、必要経費を控除した上で、本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 処分庁は、平成31年1月30日から同年2月28日に支弁した医療費122,400円について、必要経費を控除した上で本件処分を行っており、違法又は不当な点はない旨、主張している。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)イ及びウによれば、請求人は、平成31年2月14日に交通事故による和解金を受領し、同月15日に、処分庁に対し、和解金を受領した旨を報告したことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)キ及びクによると、処分庁は、平成31年2月26日に、請求人については以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、同年3月1日付けで保護を廃止することを決定したことが認められる。

前記1(4)のとおり、収入の臨時的な増加等の場合における保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とされているところ、請求人は、平成31年2月14日に和解金を受領し、和解金を自らの生活費に充てられる状態になったのであるから、同日に保護を要しない状態となったものと認められる。

ところが、処分庁は、請求人が保護を要しない状態となった日以降も保護を廃止せず、平成31年2月28日まで保護を適用しており、その結果、請求人は、保護が廃止されていれば医療保険への加入により医療費の自己負担額を軽減することが可能であったにもかかわらず、要した医療費の全額を医療扶助費として支給されることとなったものと言わざるを得ない。

したがって、処分庁は、請求人には平成31年2月15日以降保護を適用する必要がなかったにもかかわらず、同月28日まで保護を適用し、同年1月30日から同年2月28日までの間に支給した医療扶助費について返還を求めたのであるから、処分庁の判断は、その根拠を欠くものといえる。

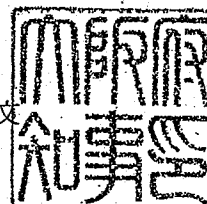
- (3) 以上のことからすると、本件処分は、誤った保護の廃止日を前提として費用の返還を求めていることから瑕疵ある処分であるといわざるを得ず、取消しを免れない。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月9日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

